

# 商法計算規定改正要綱法務省 民事局試案について

河合 信雄

## 目次

- 一 問題の所在
- 二 試案の取扱範囲
- 三 評価問題
  - 〔Ⅰ〕 流動資産の評価
  - 〔Ⅱ〕 固定資産の評価
  - 〔Ⅲ〕 金銭債権の評価
- 四 繰延資産
- 五 準備金
  - 〔Ⅰ〕 資本準備金の源泉
  - 〔Ⅱ〕 合併差益
- 六 負債たる引当金
  - 〔Ⅰ〕 財産評価益
  - 〔Ⅳ〕 利益準備金
- 七 利益の配当

## 一 問題の所在

現行商法の計算規定は、戦後の企業会計制度の近代化という要請に即応するために、この近代化要請を代表する企業会計原則の設定のすぐ後、企業会計原則の内容をとりいれて昭和二五年に改正されたが、なお充分に徹底するにいたっていない。

もともと商法の計算規定は、企業の損失・利益の計算は貸借対照表上の正味財産の増減となってあらわれることに着目し、配当可能利益の計算を貸借対照表上のいわゆる財産計算（財産・資本計算）を正確にすることによつてもとめる財産法の規定の仕方をとっている。したがって、商法では企業利益の概念にたいする直接的（積極的）な規定はなく、損益計算書上の利益は「損失ヲ填補シ」というような裏から書いたものになっている。これにたいし、実際の企業の会計慣行は、古く商法の制定された時代にさかのぼってみても、財産法のように清算を顧慮することなく、継続企業を前提として一営業期間に発生した費用・収益の対応にもとめ、そのうち未実現のものを控除した損益計算上の実現利益を配当の基礎とする損益法の立場で行われていたのではないかといわれており、企業の会計慣行では時を経るにしたがい益々損益法的方法にかたまって来ている。そして損益法にもとずく会計慣行の純化したものが企業会計原則であるといわれている。ところで、企業会計原則による損益法と、商法計算規定の規定の仕方である財産法の相違は、まづ評価論における損益法の費用・収益把握の原価主義と商法の時価主義にもとずく財産評価にあらわれ、第二に損益法では貸借対照表表示能力が財産目録をはなれ損益計算書上の期間損益計算に従属するので、貸借対照表には期間計算からはみだした（費用）項目、繰延資産のごとき

ものが増える。その反面には償却済み固定資産のごときは貸借対照上には表示されないか、または甚しく過少に表示されることがあるので、それだけ秘密積立金がうまれることもある（秘密積立金は減価償却のみではなく、企業会計原則では保守主義が容認されているので、評価原則にも関係する）。第三には商法上の法定資本維持の原則に対立する会計理論上の資本概念から、損益法では資本に加えられるものとして資本剰余金（二五年改正商法の資本準備金に類する）が問題となる。

そこで、昭和二五年の商法改正にあたっては、会計慣行の損益法にもとづく会計制度の近代化要請がとり入れられ、この時の改正においても記述の仕方においては財産法をとったが、これを種々の形によって修正することによって損益法と同じ形に持つていつているのであるといわれているのである。しかしながら、商法の計算規定と企業会計原則との間にはいまだに齟齬する部分が多く、この残された問題をめぐって商法の計算規定改正の論議が続けられて来たのである。<sup>(1)</sup>

商法改正につき、立案者側の機関である法制審議会の商法部会は、昭和三三年四月商法計算規定にかんする問題点となるものを発表し、その後二年間大企業の株式会社企業の企業会計にかんする部分について検討を行ってきたが、本年四月決算の場合の計算内容について一応の審議を終了した。そこで、この商法部会の審議の結果を基礎として、法務省民事局では本年（三十五年）八月二十七日「株式会社社の計算の内容に関する商法改正要綱法務省民事局討案」を発表した。試案の主旨は、右の商法部会における審議は財産法的な意見を有する委員と損益法的な意見を有する委員がいる結果、当然ではあるがほとんど総ての項目について各委員から積々異った意見が述べられ、商法部会としてまだまとまった結論に達していないので、学界、経済界の意見をきいて後に結論を出すの

が適当と考へ試案を作成したのであるというのである。<sup>(2)</sup>

筆者は昭和三三年法制審議会商法部会が商法計算規定の改正審議に入った当時、この改正問題について商法および実務の雑誌上にまとまらないものであるが私見を発表してきた。その要旨は次のようなものであった。<sup>(3)</sup>

当時商法の計算規定の改正について問題となつてゐる論点を整理すれば次の二点であつた。

(一) 商法の計算規定は、その基本原則である財産法による記述の仕方をこの際根本的に改めて、新たにたとえれば企業会計原則のように損益法的記述に徹底せしめなければならないかどうかということ。

(二) 現行商法と企業会計原則との齟齬するところを具体的に調査して、その齟齬する事項（評価原則、秘密積立金、減価償却、準備金、自己株式、繰延資産、財産目録、会計帳簿、監査役など）について、これらの事項はその性質上どのように解決されるのが正しいか考察すること。

そして論点の(一)についていえば、商法の伝統的な財産法的規定を根本的に改めて、記述形式はもちろんその内容も全然新しく損益法による商法をつくらうという動きは、アメリカにおいては、アメリカ法曹協会の一九五〇年「模範事業会計法」(Model Business Act)の発表以後、これが相当の州法に採用されているごとく活発である。<sup>(4)</sup>しかし、わが国の法制立案者側当局では、現在の規定の大綱はそのままにして、評価原則ないし準備金などの二・三の項目の改正をもつて一応は足りぬのではないかとしているようである。わが国の法制立案者側当局の商法計算規定の改正にたいする態度が、アメリカのモデル・アクトなどの立場にくらべて保守的にみえ、商法学者にもこれを支持する見解がみられるのは、わが国ではいろいろな形によつて財産法を修正することによつて、結局は損益法と同じような形にもつていくことが可能であるという考へが存在することが一因であり、また

会計慣行が財産法をやめ損益法にかわつていくことは、商法の計算規定がこれを無視しえないであろうが、商法の計算規定が債権者保護など商法の考えている計算目的からいって、どこまで企業会計原則と歩調を合せうるかということが問題となつていくからである。ところで、商法の伝統的な債権者保護の立場を考へても、会計慣行が財産表示の重視から収益力の表示の重視にかわることは何等反対すべき理由は見いだされない。一般に存在する企業がいわゆる継続企業であるとすれば、負債の返還は例外的な場合をのぞき企業の清算にまつのではない、営業の継続する間にその利益なり運転資本の余裕分からなされるのであるから、継続企業の場合、企業の収益力もその企業の返済能力をあらわす指標となることは明らかである。なお、商法が債権者保護の立場に立つて不当な配当による資本の流出を禁止するのは、その認識する利害者集団の範囲という点で不十分ではあるが、本来企業（株式会社）の社会的な性質に注目するものである。企業の利害関係人には、今日債権者のみではなく、国家、株主、労働者、ひろく消費者など一般大衆（中小企業者・農民も含む）を考慮せざるをえない。それに商法の規定が債権者保護のみを標榜することは許されない。そこで、商法の計算規定を損益法的に改めることについて、計算規定の目的からいっても特に反対すべき理由は見いだせない。また立法技術的に財産法を修正して損益法と同じ形にもつてゆこうとすることは、評価原則など多少の項目の内容をかえることによつて大体において可能ではあるが、何といつても無理が生ずるので、立法技術的な面のみでは、現行の規定の大綱をそれ程固執せねばならぬ理由もないであらう。

実は企業会計原則も、その母型であるアメリカのもの成立の条件をみると、いわゆる所有と経営の分離を前提とし、株式保護ということを出発点としたが、株式会社の社会的性格に注目するものであるという。そしてい

までは、その理想は株主以外の前述のいろいろな利害者集団の間を調整して、会計を経営者の専断からまもり、その公共の公正を保証することを基礎とするものであるという。しかし、現実存在する企業会計原則の規定は会計の近代化という進歩的な役割を果たしたけれども、それが資本家の行う会計慣行を近代化したものであるから、会計を資本蓄積の手段としている資本家の意図を制限しうるものではない。たとえば、企業会計原則の規定があつても、わが国では監査報告基準に年度利益の平準化を認めているので、企業の配当政策のための利益操作は容認せざるを得ない。それゆえ、企業会計原則の規定も実践の過程において利益の隠蔽、利益操作に利用されうるし、その報告機能も、財務諸表を一般に粉飾した姿のままに——企業のP・Rの手段とされる。また会計の近代化、標準化ということも、独占のための金融統制、国家資金統制の基礎となつている。

そこで、会計慣行に資本家的性格が露骨になつており、現行の企業会計原則や公認会計士制度にも株式会社の社会的性格を充分満足する会計規制がないといわねばならない。商法の計算規定は会計の近代化という点では見劣りがするし、株式会社の利害者集団の調整という点においても片手落はまぬがれないが、商法は具体的には、たとえば繰延資産の項目にかんする限定的規定や、その計上について創業費を創立総会のおわるまでの費用とするごとく、何処かに客観的な基準をみいだそうとする態度がみられる。このような商法における客観性の尊重という態度は会計慣行をチェックする立場にあるので、商法の計算規定の内容についてはなお検討を要する問題が多いから、その改正論議も行われている折柄ではあるが、商法改正と同時に企業会計原則のがわにあつてもやはり深刻な反省が必要であろう。また商法の計算規定が会計慣行をチェックする立場にあるといつても、その規定する内容、とりあげられる細目に限界があるので、この限界からも企業会計原則、証券取引委員会財務諸表規則

(規則第一八号)、公認会計士制度が同時に再検討されねばならない。

前稿においては、商法の計算規定の改正について、大綱以上のように問題の所在をとらえ、且つ当時問題となっていた具体的な項目についても、右の観点から評価、繰延資産、資本準備金、自己株式などについて概略の解説と批判を述べる機会をもった。いま、株式会社計算の内容に関する商法改正要綱法務省民事局試案(以下、商法改正要綱試案または試案と称する)の発表をみるにいたったので、本稿は、右に述べたわれわれの立場をもととして、この試案の具体的内容にわたって私見を述べようと思うものである。

(1) 商法の計算規定改正にかんする今回の法務省民事局試案の発表をみるまでに、この問題についての各界の意見の発表は多く、その内容となる項目のいくつかの論点を取りあげたものは枚挙にいとまがない。(会計学者の側からの意見の発表は、論点を二、三に限ったもの、または会計学上の問題をとりにあげて、それに関連する商法の規定に説き及ぶ仕方のごときものが多い)。いま、右の改正問題について、この問題を正面より取り上げ、比較的その全体にわたり論題としているものを主として取りあげると、法務省当局者(法制立案者側)、企業会計審議会(企業会計原則の側)、財界、商法学者および会計学者の意見の発表としては、次のごときものがあげられるであらう。

吉田昂(法務省参事官)「商法改正」商事法務研究第七八号。

味村治(法務省検事)「計算規定改正についての若干の考察」商事法務研究第一七二号。

企業会計審議会「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」昭和二六年九月。

企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」、連続意見書第一—第三は昭和三五年六月発表。

東京商工会議所「株式会社改正を要する事項に関する意見」昭和三五年一月。

名古屋商工会議所「商法会計規定に関する改正意見」昭和三五年三月。

矢沢惇「計算規定の改正に関する若干の問題」商事法務研究第七八号。

商法計算規定改正要綱法務省民事局試案について(河合)

同 「株式会社の計算規定の改正」私法第二二号。

鈴木竹雄外「商法計算規定の再吟味」産業経理第一八巻第一号上の商法学者、会計学者の座談会。

日本会計研究学会第一九回大会の円卓討論「商法と会計」会計第七八巻第四号。

- (2) 上田明信「解説——株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱試案」商事法務研究第一九〇号、一頁、および上田明信、味村治共稿「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱法務省民事局試案について」企業会計第一二巻第一二号、一二二頁。

(3) 拙稿「商法計算規定の財産法的伝統についての考察」会社実務の友第四一輯。詳しくは右拙稿を参照されたい。

- (4) W. P. Hackney, *The Financial Provisions of the Model Business Corporation Act*, 70 *Harvard Law Review* 1957.

## 二 試案の取扱範囲

今回の商法改正要綱試案に取扱われている問題の範囲は、この試案の項目の順序にしたがって記すと次のとおりである。

- 一 流動資産の評価
- 二 固定資産の評価
- 三 金銭債権の評価
- 四 社債等の評価
- 五 株式その他の出資の評価
- 六 のれんの評価

## 七 繰延資産

## 八 準備金

## 九 負債たる引当金

## 一〇 利益の配当

この試案の項目だけを見て感ずることは、この試案は、商法改正問題のうち、先の前掲拙稿において整理して示した二つの大きな論点からいえば、(一)の現行商法と企業会計原則との齟齬する具体的な事項に関するものである。ただ一〇利益の配当に関する内容は、後述するごとく七の一項及び二項の繰延資産に関連すれば、商法と企業会計原則との間の問題となりうるが、他面現行の商法規定においては、その解釈が明確にならなかつた配当可能利益の意味を明確にしたというものでもある。そして、一から六までの事項は評価の問題としてまとめることができらるであろう。また七、八、九は企業会計原則による損益法いわゆる発生主義、費用収益対応方式による損益計算よりもれて、貸借対照表項目となったものという共通性をもっている。一〇は以上の結果として生れる貸借対照表上の配当可能利益の算式を示すものといえる。

そして、この試案の項目からも、後述する記述の内容からみても、この試案の記述の仕方は従来の伝統的な商法の記述方法に従っている。したがって、先の前掲拙稿により整理した商法改正問題の論点(一)商法の計算規定は、その基本原則である財産法的記述の仕方を根本的に損益法的記述の仕方に改めるか否かという間からみれば、その記述の仕方を根本的に一新したものとはいえないであろう。しかし、試案の内容をなす評価規定、繰延資産の項目は、細かくいえばなお問題は残るとしても、それらはほとんど企業会計原則のいう損益法的思考をと

り入れたものであるといえるし、その他の項目についても相当の歩みよりがみられる。したがって、今回の改正要綱試案の記述の仕方は伝統的な方式によつていっても、その内容をなす、または試案を一貫して流れる会計思考は、もはや基本的には損益法を採用するものであるといつてよいと考える。このような試案の記述の仕方は、法制立案当局側が従来からもつていた、財産法的規定の仕方も、いろいろな形によつて修正することによつて、損益法と同じ形にもつて行くことが可能であるとする主張の現実にあつたものであろうか。ところで、既述のとおり、法制審議会における商法計算規定にかんする審議が、右の試案に盛られた項目に限定しても、ほとんど総ての項目について各委員から種々の異なつた意見が述べられたのが実情であるとすれば、このような試案の記述の仕方が残されたことは無理からぬものがあり、また試案の作成者である法務省民事局の当事者の苦心の存するところであらうと考えられる。

ところで、以上では商法改正要綱試案の取扱つてゐる範囲について紹介したのであるが、今回の試案には、その作成当事者が否定的見解をとつてゐるので盛られることがなかつたのであるが、株式会社社の計算にかんする原則規定として、現行のもの（第三二条）よりもより具体的な内容を規定する原則規定を置くべきか否かという議論のあつたことが述べられている。<sup>（一）</sup>このより具体的な原則規定とは、たとえば、計算の処理については公正妥当な会計慣行に従わなければならない。あるいは会計処理については公正妥当な企業会計原則に従わなければならない、という程度の具体性のある規定であるとされる。そして、試案の作成当事者によれば、このような原則規定を設けるべきであるという考え方は、損益法的な考え方の人が損益法的な基準を考えているように思われるが、商法は財産法的な考え方と損益法的な考え方を調和して規定を設けてゐるので、このような具体的な原則

規定を設けることには疑問が生ずるとして、試案においても、これにたいして否定的態度をとることとしてゐるのである。<sup>(2)</sup>

商法改正要綱試案に取扱われている範囲においてみたかぎりでは、先に述べたごとく、われわれは損益法的思考が基本的に採り入れられているとするものである。しかし、試案の作成当事者の見解によれば、試案の明文に出ることはなかつたが、右の原則規定についての見解のごとく、試案は財産法的思考を放棄した結果生れたものではなく、財産法的思考と損益法的思考を調和して規定を設けているのであるとされている。もちろん、われわれも、たとえば資本準備金の源泉について試案が現行法の規定をほとんど変更しなかつたごとく、いわゆる損益法的思考によるとされる企業会計原則を鵜呑みにしているとすることはない。また試案の右の原則規定にかんする態度や資本準備金の源泉その他を限定する態度を、いわゆる財産法的思考からの制限であるとする見解がまったく成立する余地のないものであるというものでもない。しかし、そのように考えてみても、やはり試案は全体を通じ財産法的思考えよりも損益法的思考えの傾斜が急であつて、基本的には損益法的思考を採り入れたものであると考へざるをえないのである。そこで、以下この試案の内容をなす各項目について具体的に検討してみようと思へる。

なお、先の一問題の所在のところ、商法の客観的な基準を重んずる規定の仕方は、企業会計原則や現行の会計慣行をチェックする立場にあるということにふれた。この商法が客観的な基準を重んずるといふことは、はじめは、商法の計算規定の目的が伝統的には債権者保護を重んじていたということからするいわゆる財産法的思考から生れたものではあるが、必ずしも全面的に損益法的思考に対立するものではないということについて、ここ

に一言付言しておかなくてはならないと思う。試案においても、内容が不確実で巨額にのぼる開発費等の計上を企業の恣意にまかせ、客観的な基準による限定を付さずにその計上を許す会計原則等は、損益法の立場（期間損益計算の正確な表示）と矛盾しているという主旨の文章がある（理由書の繰延資産の項）。いまこの項目に関し、このように述べることの当否はしばらくおくとしても、損益法の期間損益計算の正確な表示という観点からも、計算の規定に客観的な基準を重んじようとする主旨に反対すべき事柄はない。そこで、商法の資本準備金を狭く限定しようとする規定も、商法の規定する以外の資本剰余金の項目については、会計学者のなかでもその資本性を否定する見解が存在するとすれば（論者によりその項目は異なる<sup>③</sup>）、商法の規定は多数説による企業会計原則にもとるところであるといつても、必ずしも全然損益法的思考を認めないものであると強く断定することもなしえないと考えるものである。ただ、このたびの試案では、たとえば、修繕引当金が法律上の債務でないという理由で、利益処分積立金とすることとあるが（理由書の負債性引当金の項）、この試案のごとく経理すれば、年々発生しつつある磨損を、数年毎の大修理により補修しようとする資金を単に法律上の負債でないという理由でまったく費用計算から除外するような不合理を認める結果となる。そこで、試案における客観的基準の当否についても、以下試案の内容をなす項目についてやはり具体的に検討することを必要とするであらう。

（注） 商法改正要綱試案は大企業の株式会社の場合の計算の内容に関するものとされ、なお財務諸表の種類および様式をどうするか、この試案を中小企業の株式会社に適用してよいかどうか等の点については、法制審議会において引き続き検討される予定であるということである（上田前掲論文一頁）。右の残された問題のうち、財務諸表の種類および様式については、最近の前掲企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」の第一、第二において取扱われているところである。商法にかんずるこの連続意見書の意見は、期間外損益の純損益計算からの除外の強制を除く

て概して穩当なところである。

(1) 上田前掲論文一—一三頁、および上田、味村前掲論文一二二—一二五頁。

(2) 上田、味村前掲論文一二五頁。

(3) 資本剰余金の性質についての諸説、各項目についての異説については、拙稿「資本剰余金の概念と分類」関大商学論集、創立七十周年記念特輯、等の拙稿を参照されたい。

### 三 評 価 問 題

現行の商法がとっている財産評価は、いわゆる時価以下主義を原則とし(第三四条第一項)、固定資産についてはとくに原価マイナス減価償却を許容するものである(同条第二項)。なお、株式会社については後述のごとく第二八五条の特則はあるが、それを考慮しても、商法財産評価の主旨に変更はない。これらの規定は、評価の最高限にのみ規定を置き、その最低限については秘密積立金の適法性ということで解釈の問題にゆだねるものとされてきている。

今回の商法改正要綱試案では、評価については、流動資産、固定資産、金銭債権、社債、株式、のれんといった六項目にわたって規定している。各項目はそれぞれ別々の規定になっているが、評価規定の全体を通じる基本的な立場は、現行の時価以下主義を捨てて損益法的原価主義(あるいはそれに近い低価主義)を受け入れたものであるということが出来る。そして、試案にいう原価、時価ないし減価償却とは何かというように、なお厳密に問えばまだ曖昧なものも残るが、試案では、時価以下主義の中の広さにくらべて、条文上は項目毎にできるだけ一律の基準を適用せしめることにしている。もともと商法が時価主義的评价をとっていることは、清算を考慮し

て時価が最も客観的なものであるとするにあるが、損益法では継続企業を前提とするから、証明力ある客観的な証拠（Verifiable, Objective Evidence）として、記録された事実にもとづく歴史的原価をとるものである<sup>(1)</sup>。ところで、今回の試案はこのような論点については意見を表明していない。そして、流動資産については事実上低価主義を強制するように、選択の余地を認めず一律に規定することをもって客観的と考えているように受け取れぬこともない。種々な基準のある場合に、いづれか一つの基準に統一することは形式的には明瞭な基準を与えたことにはなるだろうけれども、低価主義のごときものが、理論的にみて客観的根拠のある基準となりうるものであるかは検討を要する問題であろう。以下商法改正要綱試案の評価規定の細則にわたって、解説し吟味してみよう。

#### 〔I〕 流動資産の評価

試案においては、評価益の計上を禁じるために、原則として、取得価額または製作価額によることにしたという（評価益の計上を排除することは、流動資産の評価の場合のみではなく、試案の全体を通じて度々ふれているところである）。ただし、時価が右の取得価額等（原価）より低いときは、時価によるものとするというのである（その差が少ない時は事務上の煩さをさけるため取得価額等をとってもよい）。ここに傍点を付した原則として原価をとるといふ言葉は、試案の付属理由書の言葉であるが、時価の原価より低くなった時には必ず時価によらしめるとすれば、この規定は、もはや原価主義ではなく低価主義と呼ばれるべきものになる。低価主義も時価主義に比較すれば、原価主義に企業維持という保守的思考を加味したものと理解されぬことはない。しかし、正確な期間損益計算を目的とする損益法の思考からは原価主義は生れてきても、低価主義の出でくる理論的余地はな

い。したがって、アメリカにおいても損益計算目的を中心とする会計理論が生れてきたときには、低価主義を排除しようとする傾向のあつたことは記憶に新しいところであらう。ただ、かかる保守的会計処理は、理論的には何ら根拠のないものであるが、古くからの便宜的会計処理の習慣として生き残つてきたものである。けれども、試案のごとく低価主義を強制しなければならぬ積極的理由は見出し難い。<sup>(2)</sup>

さらに、右の問題を具体的にいつて、商品、製品、原材料等の棚卸資産の場合、右の試案による棚卸評価の取得価額ないし製作価額はいかなる基準により算定するのであろうか、試案においては何ら規定はない。一般に企業会計原則等や税法にも規定するように、会計慣行の棚卸の際の取得価額等の算定の基準は、先入先出法、後入先出法、平均原価法等色々のものが考えられる。いまインフレ等価格変動のある場合を考慮すると、低価法の適用がなくいわゆる原価主義による場合でもいづれの棚卸の基準をとるかによつて、その期の計上利益は大企業の場合に数億ないし数十億の巨額の評価増ないし評価減になることは多くの実例によつて周知のことからである(とくに紡績業、鉄鋼業の利益操作)<sup>(3)</sup>。ここにいま棚卸の基準として、後入先出法を採用している企業があるとすれば、インフレの物価上昇期には棚卸資産について高額の評価減が生ずる。しかしこの基準を継続的に適用していると、後の物価下落期には相当の評価増が生ずることになる。それゆゑ、インフレ期に生じた一時的な不合理も長い期間をとつてみれば、継続性の原理によつて中和されるのであるという。実務上は継続性の原理はしばしば踏みじられることがあるし、また会計理論上も継続性の原理のみでは解決しえない問題も残るが、後入先出法等諸方法の採用は、どれか一つの基準を継続的に適用することを前提として一応の容認を得ているものである。ところが、いま後入先出法を採用しているような企業にまで低価法が強制されるとすれば、右の継続性の

原理に違反することになる。そこで、インフレ期には後入先出法の効果により秘密積立金が生じ、それに見合った評価増を計上することによって右の秘密積立金を崩すべきデフレ期に、低価法の適用があつて、インフレ期に生じた秘密積立金は永久に取崩す機会が生じない。そして積極的には新しい評価減が低価主義により生ずることも、デフレの深さによってはありえよう。このようにして、ついには後入先出法による評価減と低価法による評価減が相乗的に作用して、この企業においては秘密積立金として、老大なものが蓄積されるようになる場合も想定されうる。このようなことは、秘密積立金に反対する立場にある商法としては断じて許しえない筈のものである。

ところで、右のようなあまりにも具体的な問題は商法規定の枠外の問題であるといわれることになるかも知れないが、このように評価問題は原則的な規定のみで万全を期しえないのである。それゆえ逆に、原則的規定より持ち得ない商法では余程厳格な規定をつくっておかねばならないともいえるのではないかと考える。したがつて、流動資産の評価にかんする試案の規定は、取得価額または製作価額（原価主義）によることとし、時価が大巾に下つて回復の見込なき場合に限り時価によることを認めるものに改めるべきであらう。

資本主義経済では物価の変動があるが、企業会計では、一般にはこの変動を必ずしも評価によって計算しなくても、製品の売却によって実現する。しかし、恐慌期には物価が大きく下がり時価は原価より極端に低くなる。このようなときには評価損の問題を無視しえなくなる。わが国現行商法の債権者保護のために時価主義（清算価格）をとるといふ思考は、一八五七年の最初の国際恐慌によつてはげしい物価下落にみまわれた直後一八六一年に制定された一般ドイツ商法の評価規定の伝統をつぐものである。<sup>(4)</sup>うがった見方をすれば、試案における低価主義は

かかる債権者保護の思考に合致し、商法の伝統を生かすものとする見方も出来ないことはない（ドイツ商法は一八八四年低価主義に変わったという事実がある）。しかし、恐慌をおそれたための時価主義が、時価が原価よりも高い時期にも客観主義の美名のものに適用されて空文化したような錯誤（弊害）はないとしても、低価主義にもやはり右に述べた通りの大きな実弊が生れる。したがって低価主義はとりえない。そこで、われわれは原価主義をとるが、時価の大巾に下って回復の見込なき場合に限り時価によることを認めることによって、恐慌等の物価下落にそなえることができる。したがってこのように規定すれば、低価主義をとらなくても商法の伝統である資本維持思考は充分生かされると考える。

#### 〔Ⅰ〕 固定資産の評価

現行商法は、固定資産については、その取得価額又は製作価額より相当の減損額を控除した価額を付することができる（第三四条第二項）と、その取得価額又は製作価額を越ゆる価額を附することを得ず（第二八五条）の二つの条文を持っている。これらの規定の解釈としては、第三四条に主きをおき相当の減損額を控除した額をとるべきであるとする説と、第三四条と第二八五条の規定の内容をどちらか選択すればよいとする説があり、また相当の減損額についても会計学上の減価償却を含むか否かについて説が分れていた。そこで、もし第三四条と第二八五条の選択説をとると、固定資産についても評価益の出る場合が生じる。固定資産につき経常の決算において評価益（減価償却の過年度修正ではない）を計上することは会計理論の古くから排するところである。

そこで、試案においては、固定資産の評価は、取得価額又は製作価額によることとし、毎決算期に相当の償却をしなければならぬとして、明文上解釈の不統一をなくするように努めているようである。また予測できない

減損が生じたときは、その減損額を控除しなければならぬとしている。理由書によれば、固定資産は売却を予定しない資産であるから評価益は生じないとし、相当の償却とは、計画的に合理的な方法によつて償却することであるといっている。なお予測できない減損のうちには、新機械の発明により旧機械が役に立たなくなった場合のような機能的な減損を含んでいるという立案側当局者の説明があるので、<sup>(5)</sup>このような理由による過年度の減価償却不足を臨時償却することも認められるし、災害等による臨時償却も認められるものと考えられる。

このようにみていると、右の明文ならびに解釈につき特に反対すべき理由は無い。ただ毎決算期の相当の償却につき、計画的に合理的な方法によるという理由書の説明があるが、具体的には如何なる方法を指すのか不明であるので、実際の適用につき棚卸資産の評価の基準につき問題としたような細かい問題についての危懼が残る。立案側当局者の言によれば、償却の不足または過剰を防止するため、商法に具体的な基準を設けるべきであると思われが、これは実際問題として不能であると思われること、ことに耐用期間を定めることは不能であると思われるので、規定を設けず、その合理性は社会通念に従うことにしているとのことである。<sup>(6)</sup>商法の評価規定は原則

規定のみであつて細則がないのであるから、このように述べることも一応差支えないことであると考えられる。しかし、その適用は既述の企業会計原則と関係諸法令との調整に関する意見書の第三にいう正規の減価償却ぐらいの範囲に限るべきであろう。というのは、同じ立案側当局者の意見に、計画的に合理的な償却の方法とは、現在の会計学上の減価償却（定額法、定率法、級数法その他の方法による償却）のみならず、合理的な減価償却を含んでいるというのがあるが、<sup>(7)</sup>もし会計学上の減価償却以外の減価償却が、特別償却や償却費の繰延計上を認める税法上の措置のごとく、減価償却の規則性をゆがめることも相程度認めることを含むのであれば問題は重大である

う。そのように曲げて解釈される懸念が産業界の減価償却実務の現状にあるとすれば（なお、産業計画会議第九次レコメンデーションは特別償却の拡充を報告している）、この際試案の上に、減価償却の具体的な方法を規定することはなかなか困難であるとしても、先の連続意見書の正規の減価償却程度の統一的解釈の生れるように考慮する必要があると考える。

### 〔Ⅲ〕 金銭債権の評価

現行商法では、金銭債権の評価についても時価を超えることができないとしている。取立不能のおそれのあるときには、その見込額を減額すべしということについては異論はないが、評価にさいして、債権金額によるのか、利息等を考慮したいわゆる債権の実質的価格によるものかは明らかでない。ここにいう利息等の考慮とは、債権金額から前払利息を差引くこと、および無利子の債権について利息分を控除することなどである。

試案においては、金銭債権の評価は債権金額によることとし、債権の実質的価額によって評価することも認めることとしている。そして理由書によれば、評価の明確および事務の便宜のため債権金額によることを原則としているのであるという。これは債権の実質的価額を厳密な取得価額又は製作価額と考えれば、一応流動資産の評価の特則と考えるであろう。しかし、通常債権金額とその実質的価額に大きな差はないとすれば、とりたてて問題とするに足りない。会計の実務では、債権価額によるが前払利息については、長期にわたるものは繰延経理として示されるから、これを債権金額からの控除項目とみれば、債権の実質的価額は反映されるともいえる。なお、試案においても取立不能のおそれあるときは、取立てることができない見込額を減額しなければならぬとしている。これまた会計実務上貸倒引当金として処理されていることがらであって、妥当なところであろう。

## 〔IV〕 有価証券の評価

現行商法では、株式と社債等を区別することはない。取引所の相場ある有価証券についてはその決算期一月の平均価格を越ゆることを得ずとする特則がある（第二八五条）。なお第二八五条の特則によれば営業用固定資産については、取得価額等を超えてはならないとあるから、固定資産たる有価証券については取得価額等によるという解釈もなり立つとされるが、明らかではない。

このたびの試案においては、社債（これに準ずるもの公債等を含む）と、株式その他の出資を区別して、それぞれ項を別にして規定している。そして、これらの規定の主旨は、社債等については、取引所の相場あるものは、取引所の相場のないものについては取得価額を原則とし、株式その他の出資については、取引所の相場のあるものたる流動資産は低価主義、固定資産たるものは取得価額を原則とするものである。このように、試案が社債等と株式その他の出資を区別する根拠は、社債等と株式等はその性質を異にし、社債は、通常償還期限が近くにしたがい利息相当分が加算されて高くなり、株式については相場に高低があり、固定資産たる株式その他の出資は売却を目的としないから時価に関係がないとするものである。なるほど、社債について利息のみを考慮すれば、その相場は期を追って高くはなろうが、資本市場で有価証券の価格が決定するのは、その証券の配当ないし利息のみによるものではない。そのほかに公定歩合の引上など一般利子率が一方の要因となる。このように資本市場における有価証券の価格の形成を素直にとらえるならば、社債等も株式と何等異なる構造をもつものではない。したがって、社債等といえども相場に高低が生ずることはまぬがれない。現在わが国では社債市場が株式市場にくらべて不完全にしか開かれていないという事情はあるにしても、それにしても、これから長期にわた

つて経済問題の規制に当たろうとする商法が、本質的な問題を無視して、現象にあらわれた些細な事柄の詮索に追われて問題を紛糾することは許されないであろう。それゆえ、試案においても現行商法のごとく有価証券については、社債等も株式と合わせて一本の項目とすれば足りると考えるものである。

そこで、有価証券の評価についての問題を整理すると、(イ)取引所の相場のある有価証券、(ロ)取引所の相場のない有価証券、(ハ)固定資産たる有価証券その他の出資の三点に問題はしぼられるであろう。(イ)取引所の相場のある有価証券の評価については、時価によるべきか(現行商法、商法と企業会計原則との調整に関する意見書)、原価主義によるべきか、低価主義によるべきか(試案における株式)が問題となる。この場合に時価をとる企業会計原則等の立場は、一時保有の有価証券は相場の変動の影響をうけることが大きいからであるとするのであるが、試案の全体を通じる評価益の排除という主旨に重きを置く場合には原価主義または低価主義によるべきである。そして、先に流動資産の評価において批判をのべたとおり、低価主義の理論的根拠の薄弱なことを考えあわせると、他の流動資産と同様に、取引所の相場のある有価証券についても、原価主義を原則とし時価の大幅に低下して回復の見込みなきときに時価によることを認めるとすれば、評価論全体としての統一がとれるのではないかと考える。(ロ)取引所の相場のない有価証券については資本市場が成立していないのであるから、社債と株式については事情は異なる。そこで、いづれもその評価は取得価額を原則とするが、社債については金銭債権の評価に準じてその実質的価額によることも認めても差支えはない。しかし、この社債の実質的価額による評価——試案の四の二項のただし、取得価額と社債の金額が異なるときは、相当の増額または減額をすることができるという規定は、試案におけるのごとく、長期保有の社債を、株式その他の出資であつて固定資産たるもの(試案の五の

二、三項）と明らかに区別することにより、実質的な意味を持つ規定となるのである。そこで、もし長期所有の社債は固定資産たる有価証券に含めれば良いとするわれわれの立場に立てば、社債の実質的価額による評価をも許すということは、あまり有効な意味のあるものとはならない。このような債権の実質的価格という論点については、既に金銭債権の項において論じた通りである。なお、社債について取立の不能のおそれある時は金銭債権の評価の二項を準用することについては問題はない。取引所の相場のない株式の評価について、発行会社の財産状態が著しく悪化したときは相当の減額をしなければならぬというのは（試案の五の二項）、流動資産について時価が大巾に下落して回復の見込ない場合を株式について具体的に示した規定であると考えれば問題はないであろう。（ハ）固定資産たる有価証券その他の出資については、取得価格によるべきこと。ただし、発行会社の財産状態が著しく悪化したときは相当の減額をしなければならぬという規定は（試案の五の二項）、試案では、取引その他必要上長期にわたり継続して所有する目的で取得した株式というように、たんに株式に限定しているが、これをひろく有価証券とすれば、この規定もやはり問題のないところであろう。

#### 〔V〕のれんの評価

現行法はのれん（暖簾）についての明文を設けていないので、試案はこの問題についても、この際明確にしておこうとするものである。試案においては、のれんの評価は有償で承継取得した場合に限り、取得価格を付することができるとしている。のれんの計上を有償取得にかぎったことは、このたびの試案が一貫して評価益の計上を排除しようとしている主旨からいって当然のことであり、会計実務の上からいってもとくに反対はない。なお、のれんの償却について、試案がその取得後五年内に、毎決算期において均等額以上を償却するものとして

いることは、税法当局の十年償却にくらべると期間が甚しく短縮されているようにみえる。しかし、のれんというものに普通の固定資産の減価償却の耐用年数の概念をあてはめて論ずることはできない。のれん（営業権）は本質的には超過収益力の資本還元されたものであって、のれん価額の計算は企業の買取価格から、買取された企業の個々の資産価額の合計額を差引いたものとして計算される。そこで自己創設のれんが一般に計上されていないとすれば、買取したのれんを計上していることには代価を支払った（それだけ資本を多く投下した）という理由はあるとしても、のれんの計上していない企業にくらべて財産評価がそれだけ過大（水増）であるといえる。それゆえ、このような財産評価の水増部分を出るだけ早く貸借対照表から消してしまうという意味から、早期償却をすすめ、償却期間内の均等額以上というような利益償却を加味した方法をとることに意義が認められる。のれんの早期償却については、後に述べる繰延資産の早期償却の強制と同じように、企業や株主の立場からは反對されることがあるかも知れないが、資本維持のために利益配当に制限を加える商法の立場からは、一応納得せられうる規定ではないかと考えられる。

- (1) W. A. Paton & A. C. Littton, An Introduction to Corporate Accounting Standards 1940. 中島省吾訳「会社会計基準序説」昭和二八年二九—三四頁参照。
- (2) 菅原秀人「会計上の保守主義の限界」会計、昭和三二年一二月号参照。拙稿「生産性向上と企業資本維持・蓄積」（木村和三郎編「生産性会計」昭和三五年所収）五九—六〇頁。
- (3) 菅原秀人「棚卸資産会計の諸問題」（東洋経済「現代経営会計講座第三卷」昭和三一年所収）二八五—二八八頁、等。
- (4) 宮上一男「工業会計制度の研究」昭和二七年、二六〇—二六一頁。
- (5) (6) (7) 上田前掲論文三頁。

#### 四 繰延資産

現行商法は繰延資産については、設立費用（第二八六条）、新株発行費用（第二八六条ノ二）、社債発行差金（第二八七条）および建設利息（第二九一条）を規定している。そしてこれらの規定は限定的なものであって、現行商法に認められる繰延資産は右の四つに限られているといわれている。

今回の商法改正要綱試案によれば、繰延資産として、右の四項目のほかに、開業費、試験研究費、開発費および社債発行費用が追加された。これらの諸項目のうち現行法の認めている四項目および社債発行費用は、商法の立場からみればやはり資本維持の原則にはもとるものではあっても、その金額が少なくあまり弊害がないので、配当を容易にする目的で認められたものが大部分であるという。すなわち政策的に損失の繰延を認めたものであるというのである。しかし、試験研究費、開発費、開業費（開業開始までの試験研究費、開発費を含む）は、現在進行しつつある技術革新、簡単にみつかる資源の枯渇、開発規模の拡大を考えると、巨額のもものが計上されることが予想される。それゆえ、これらのものはいままでの資本維持原則の例外、ないし財産法的な政策的損失の繰延べというような説明でもってしては、もはや説明し切れる程度のもではない。したがって、試案において、今回の改正は損益法の立場で会計処理をなしうる途を開いたものであると述べている（理由書七）。ただし試案では、貸借対照表上右の試験研究費、開発費および開業費に相当する資本準備金および利益準備金の合計額がない場合は配当可能利益に算入することを禁止することとして（一〇利益の配当）、商法の資本維持の面目を保つよう努力はしている。

ところで、法制審議会における審議においては、試験研究費、開発費および開業費（以下開発費等と呼ぶ）については、種々な意見が出て最も意見が対立し、議論が果しなく続いたものであるという。<sup>(1)</sup> 繰延資産のうち開発費等については、議論が紛糾するであろうことは当然予想されたところであるが、法制審議会における論議の対立は、損益法および財産法のそれぞれの立場をとるものの資産概念の相異を反映するものとして興味深いものがある。損益法的立場をとるものは、繰延資産は費用を支出した効果が次期以降に収益の増加または費用の節約となるものであるという。したがって当然繰延計理さるべき性質のものとなる。そして、かかる支出の効果が次期以降の収益に貢献するということ、または次期以降の支出の節約となるということの本質的なものは、繰延資産といえども固定資産と変るところがないとまで主張する。ただ、繰延資産では将来の収益の増加あるいは費用の節約となる可能性が固定資産ほど明らかでないし、その効果の持続する期間も固定資産ほど明瞭に決定しえないだけであるということになる。したがって、この立場に立てば、繰延資産と固定資産と相違するところはたんに程度の差ということになる。財産法に立つ論者はこれに反対して、繰延資産とくに前述の開発費等の繰延計理を認めることは、不確実な資産を認めることになり、またその金額が巨額になることもあるから、債権者の保護のための資本維持の原則を実質的に大幅に修正することになるから認めるべきではないとする。また損益法の立場によれば繰延資産と固定資産の区別は程度の差であるというが、財産法による論者は程度の差こそ法律上は重要である。場合によっては質の差ということは量の差を意味しているといえるという。また、同じく財産法論者は開発費等の内容は必ずしも明確ではないので、その決定が会社の恣意に流れ、ことに経理操作を容易にする危険が大きい。そこで、このような繰延資産を認めることは計上利益の決定を会社の判断にゆだねることになり、損

益法の期間損益を正確にしようというという主旨にも反するものになるのではないか。したがって、現在の日本の企業の発展のためには、開発費等を繰延資産に入れることを認めよというが、本来開発等は株主の危険においてすべきものであって、債権者の危険（担保となる資本維持原則の破壊）において行ふべきものではないというのである。また損益法に立つ論者のなかには、開発費等の繰延計理を認めなければ固定資産の原価に入れるというような不健全な経理を助長することになるとするものがあり、これに対し財産法に立つ論者は開発費等の繰延計理を認めないという程度のこととは守り得ることであり、守らしめ得ることであると反論した。<sup>2)</sup>

法制審議会商法部会では大要以上のような論議があり、右の二つの相反する意見について妥協が試みられ、開発費等を繰延資産とする場合に金額上の制限をする等の方法についても論議されたが、結局、試案では既述のような配当制限をすることに落ち付いたということである。<sup>3)</sup>なお立案側当局者によれば現在の大企業の会社で、この配当制限により配当できなくなる会社はほとんどないと一応の事実調査をしているので、われわれの試案の繰延資産の規定への評価は、やはり損益法的立場を基本的に受け入れたものとし、商法の資本維持原則よりの面目を、配当制限によつて保つたものをするのである。なお、この繰延資産を計上した場合の配当制限の規定は、商法の資本維持の原則にいう資本維持の限度が、試案においてこのたび、法定資本額を限度とするものであるというように明確に示されたものとみることができるところであろうか、次項にとり上げる資本準備金の性格に関連して、われわれには興味深いものと思える。しかし、かかる論点については後に取上げることであるから、ここにはこのことを指摘しておくことにとどめる。

ところで、法制審議会における論議が、立案側当局者の発表するとおり右のごとくであったとしてみると、さ

すがに繰延資産にかんするいろいろな論点がほとんど網羅して上げられているといつてよい。しかし、審議経過が以上のごとくであるとすると、繰延資産の本質にかんする論議が、主として支出の効果の長期に及ぶというとの、固定資産と相違する程度の差に論点がしぼられているという感じである。繰延資産の本質を論ずる場合は、かかる「程度の差」をどう理解するかということでも果して充分であるといえるのであろうか。われわれには深刻な疑問が残らざるを得ないのである。というのは、繰延資産が不確実な資産であるというのは、たんにかかる「程度の差」のみに解消しうるものではない。有形固定資産や棚卸資産を念頭におけばすぐわかることではあるが、これらの資産は具体的な価値の化体したものである。しかし、繰延資産も企業にとっては同じく資金を支出したものであるといつても、それには有形固定資産や棚卸資産のごとく具体的な価値の化体したものは何ら残らないものであるといわねばならない。したがって繰延資産の支出の効果が将来にあらわれるものであるということとを全面的に肯定するとしても、それだけの理由で、繰延資産を有形の固定資産と同列に論ずることはできない。繰延資産についてかかる混乱した論議の生れるもとは、もともと有形固定資産と無形資産を混同し同じく固定資産という大きな分類でものを考えるところにあるように思われる。無形資産はたとえ特許権のような法律上の特定の権利であるものであつても、事実にもとづくのれん(暖簾)のごときのものであつても、いづれもその経済学的な本質は将来の超過利潤を予想した前払項目である。<sup>(5)</sup>したがって無形資産も有形の固定資産のごとく、支出の効果という点から貸借対照表上に計上されるとしても、その本質は全然別のものであるから、これらを混同することは許されえない。したがって、のれんの項目で既述したように、会計理論上も償却計算を論ずる場合に、無形資産に適用する償却の概念およびその方法は、固定資産の減価償却および方法と区別されているわけである。

ところで、繰延資産の本質は将来の超過利潤への前払項目たる意味では無形資産に類するものである。その相違するところは無形資産の多くが法律上の特定の権利であるというように相対的な明確さをもっているのにくらべて、内容が不明確であり、かつ支出の効果の期待の確実性という点でも劣ることである。無形資産においても、のれんの項で述べたとおり、具体的な価値の化体という資産の内容を重んずる立場に立てば、その計上は貸借対照表上の資産内容を悪くするものであるといわねばならない。このような観点からいえば繰延資産は全然資産性を認めることはできない。そこで繰延資産が繰延べ計理することのあることを認めるとすれば、それは支出額をその期に損益計算書上処理しえないという理由を政策的なものに認めて、その内容その計上額、その償却に嚴重な枠をはめ、経理操作などに利用されることのないようにしなければならぬ。

そこで、試案の内容に立ち入っていえば次のように云えよう。開業費、試験研究費、開発費および社債発行費用を繰延べ計理することを許すことは、企業会計の現実の問題として、また政策的にもやむを得ぬこととすれば、その償却期間を開業費五年内均等額以上償却、その他三年均等額以上償却としたことは、開業費を除き、相当早期償却を強制することになるが、貸借対照表上の資産内容に重きを置くものとして歓迎できる。ただし、開業費のなかには、開業にいたるまでの試験研究費および開発費を含むのであり、その他の開業費用の支出は少ないほど望ましいものであるから、事務上の便宜を考慮して創業費用に準じて五年としたのではあろうが、とくに五年と開業費のみを長くしなければならぬ理由はみいだすことができない。計上内容についていえば、開発費等について特別に支出した金額としたとしているが、「特別に」ということが経営費用または経常費用に属するものを除くということであるとするのは当然のことである。<sup>6)</sup> なお細かいことをいえば、開発費について、経営組織の改善

の費用、生産能率の向上または生産計画の変更等により有形固定資産の配置替を行った場合の費用（財務諸表規則取扱要領第一一）についてふれていないのは、開発費が支出の事実にもとづいてやむを得ず計上することを認めるものというのであれば、これをも認めてもその結果は五十歩、百歩ではなからうか。そこでこのように試案の内容について考察してみると、繰延資産に嚴重な枠をはめるといふ問題は、その計上額とその償却期間の二点によつてするほかはなくなる。そして償却期間については右に述べたところであるから、ここには計上額の問題が残る。試案によれば計上額に直接の制限をしていない。しかし、開業費などこの度の試案で認められた項目のうち社債発行費用を除く金額が、資本準備金および利益準備金（その当期計上分を含む）の合計額を超過した部分については配当可能利益の計算に算入しないというように、配当制限をもつてこれにかえてゐる。繰延資産を計上することを認める場合に、政策的に容認するとすれば、それは配当などにあてる処分可能利益の計上をしやすいことにある。そうだとすれば、その乱用を防ぐためにはこのような配当制限の方法も繰延資産へ枠をはめる方法としては一つの有効な手段であろう。ただ配当制限をする場合に、繰延資産の計上額を利益準備金（利益の留保）にとどめるか、それに資本準備金を加えたものまで認めるか、いづれにするのが合理的であるかについてはなお問題が残る。この問題を説明するためには、次項の資本準備金の性格、およびそれに拘束力を付与することをどの程度嚴重にするかにかかつてくるように思われる。そこで、このような点については次項において再びふれてみたいと思う。ただ、この際注意せざるを得ないことは、繰延資産への制限を論ずる時には資本準備金を資本維持原則による維持すべき資本からはぶき、その他の場合には法定資本と同じように資本維持原則にいう資本に加えて配当可能利益に算入しないということは、いま資本維持にかんする論旨が一貫しないということをここ

では不問にしても、大幅に繰延資産の計上による経理操作に途を開く結果になることを懼れるものである。

- (1) 上田前掲論文、八頁。
- (2) 上田前掲論文、七頁参照。
- (3) (4) 上田前掲論文、八頁。
- (5) 木村和三郎「会計学研究」昭和二九年、二六五―二六六頁参照。この木村教授の著者に明確に規定されているように、無形資産の本質が前払超過利潤項目（ことに独占価格を前提とすることが多い）であることは、経済学を基礎として会計理論ないし企業会計を説明しようとする観点に立つものたちにとっては、論じつくされた問題である。
- (6) 上田前掲論文、八頁。

## 五 準 備 金

### 〔I〕 資本準備金の源泉

準備金にかんして従来より問題となってきたもつとも大きい問題は、現行法が定める資本準備金の源泉が限定列挙であるか否か、また現行法に定める資本準備金を通説のいうように限定列挙であると解釈すれば、その源泉は現行法にあげるのみで充分であるか否かということである。現行商法によれば、資本準備金は額面超過金、無額面株の払込剰余金、財産評価純益、減資差益、合併差益の五項目にすぎず（第二八八条の二）、再評価積立金は資産再評価法等の特別法によって右の資本準備金に準ずるものとされる。

企業会計原則によれば商法上の資本準備金に当るものは資本剰余金である。そして、企業会計原則は資本取引と損益取引を明瞭に区別することを要求し（一般原則の三）、資本剰余金とは利益以外の源泉から生ずる剰余からなると規定している（損益計算書原則六）。このような立場では、要するにいわゆる損益取引による営業損益として

得られるもの以外は広く含まれることになるので、商法上の資本準備金と（財産評価差益については、固定資産に限られるし経常的に発生するものを指さない）ので、商法上の財産評価純益とやや異なる）、再評価積立金とに加えて、国庫補助金（建設助成金）、工事負担金、保険差益、自己株式の買収差額および売却差額、株主の贈与、債務免除益等が加えられる（財務諸表準則第六二——そして、準則ではこれらを称してその他の資本準備金と称している）。このたびの商法改正要綱試案は、このような根本的な問題に直接ふれず、準備金にかんしては評価益については深く、合併差益、利益準備金については若干の問題をとりあげているにすぎない。しかし、このことは、試案においては資本準備金については新しい項目を追加することを承認する必要を認めなかったからとみるべきものである。いままで財産評価や繰延資産について述べてみたところをふりかえてみると、それらは損益法にいうところをほとんど受け入れるような形になっていた。しかるに、資本準備金にたいする試案の態度は、このような重大な項目にかんして現行商法の立場を守り通そうとした珍しい例外的な事例であるとしなければならぬ。この点にかんする立案側当局者の意見は次のごときものである。企業会計原則を支持する立場によれば資本剰余金は資本取引による利益以外の剰余ということになるが、その内容は明らかといえず、また法律的にとらえがたいから資本準備金の源泉の範囲を広げないのであるという。たとえば、企業会計原則に立てば、固定資産の売却による剰余は配当し得る剰余であるが、貨幣価値の変動にもとづいて生じた保険差益は、資本取引にもとづいたもので配当し得ない剰余であるとする。資本的支出に充てられた国庫補助金は資本取引にもとづいた配当し得ない剰余であるが、単に贈与を受けたものは配当し得る剰余であるとする。しかし、これらの区別は経営者の指針とするには参考として役立つであろうが、何を配当可能利益とするかという点からみれば法律で強制し

なければならぬ理由にはならない。また利益を貸借対照表上の利益とする限り、資本剰余金の意味を定めない限り利益の算出ができない。さらに、資本取引によって生ずる剰余金を配当可能利益とすることは企業の収益力を誤らしめるといふが、企業会計原則にいう収益力の判断であれば、それは貸借対照表と損益計算書における表示の問題として解決しうる。以上のように立案側当局者は主張しているのである。

以上の立案側当局者の主張は、一つには会計学者の間でも、従来から企業会計原則にたいする批判として云われてきた資本剰余金の積極的規定の仕方がなく、利益以外の剰余とするように裏から規定するような消極的な仕方にかんするものである。また一つには財務諸表準則（会計原則の付則）やら財務諸表規則（証券取引委員会規則第一八号）が、現行商法と企業会計原則のそれぞれの規定が齟齬するので、資本剰余金の表示法としてとつてゐる資本準備金、再評価積立金、その他の資本剰余金の区別を念頭においたものであろう。第一の点については、立案側当局者の意見は首肯すべきものをもっているといえるが、ただそれだけでは積極的に企業会計原則などというその他の資本剰余金を排斥する理由としては弱い。なお表示方法云々もやはり本質的内容に関係はあるが、表示方法によって本質的なものを変更することはできないであろう。そうだとすれば、試案の立場としてもわれわれにはもつと積極的な立論が欲しいと考えるものである。われわれは資本剰余金の概念および制度の成立は、そのなかに少くとも利益たるものが多く存在するという点に着目して、もし一部これを認めるとしても慎重でなければならぬと主張し、長い期間問題にしてきた<sup>(1)</sup>。ここでは問題をその他の資本剰余金に入る項目にかぎるとしても、その他の資本剰余金に入る項目が資本剰余金の概念にとり入れられてくることは、その概念の生れた母国であるアメリカにおいてすら資本剰余金を「Dumpling group」にするものであるといわれる。そ

れがこのようにいわれるのも充分理由のあるところである。そこで、これらのものを含めて資本とするのがわが国の会計学通説ではあるが、これらは項目別にみればいづれも利益とする反対説がかなり多いことは既述のごとくである。さらに、再評価剰余金（財産評価差益と再評価積立金）にその他の資本剰余金（または贈与剰余金）を加えて、これらは利益たる要素と資本たる要素を併せもつものであるとして、利益剰余金、資本剰余金とは別個の剰余金とする見解は、剰余金三分説といって有力な見解として現に存在するものである。われわれは、その他の資本剰余金といわれるものについては、保険差益の一部（明らかに貨幣価値の変動にもとづくもの）を除き、その他の項目はすべて利益たる性質を有するものと考えている。<sup>(2)</sup>それゆえ、このような見地から、われわれはその他の資本剰余金のごとき内容の不明確なものを資本とすることに反対し、これらを認めなかつたこのたびの試案の態度を支持するものである。

なお、この際試案における先の繰延資産にたいする配当制限の規定に関連して、次の事柄を付言しておかなくてはならない。資本剰余金の概念および制度の成立の役割は、そこに少くとも利益たるものが多く存在するにかかわらず、これを課税所得から除外することによって企業の資本蓄積に貢献する。また資本剰余金が利益より除外されると、通常独占の指標となる高い利益率をそれだけひくく表示することになる。他方、資本剰余金の拘束は株式会社社の財務を一応制約することになるが、企業財務の重点が減価償却や内部留保のごとき内部資金に移転しつづつある今日では、この制約もさ程の苦痛とはならず、少くとも結果からみるときは、独占資本のごとき大株主会社にとっては資本蓄積への新しい手段を提供するものになる。このように資本剰余金が積立てられる当の時期からみれば、資本剰余金はかかる役割をになうものとしてその拘束に重きがおかれる。しかるに、このたび

の試案における繰延資産の計上にかんする配当制限の規定を適用すれば、巨額の開弁費や試験研究費を支出したときには、それまでに積立られた資本準備金はもはや維持すべき資本からはずされて、繰延資産の計上による経理操作に広い途を開けることになる。このようにみてくると、商法の資本準備金の規定は、その項目の限定列挙に厳密さという点で一応の支持すべきものをもってはいるが、企業の都合に応じて充分臨機応変に利用される余地をもっている。このようなことは、商法規定においても、企業会計のもつ資本家的性格をやはり引きつぐものといわざるを得ない。この点について理論的にみても、資本維持原則にいう資本は、一般の場合にみられるように資本準備金を含む資本なのか、繰延資産の計上時にみられるように資本準備金を排除した法定資本のみを指すのか、既述のような疑問が残る。あるいは、試案の立案側当局者は、同じく資本といっても法定資本と資本準備金をとくらべた場合には、多少はその拘束性に差が存在すると考えているものであるとしても良いものであろうか（この点については後にもふれるところである）。

### 〔Ⅱ〕 財産評価益

現行商法によれば、一営業年度における財産の評価益よりその評価損を控除した額を資本準備金としている（第二八八条の二の第三号）。この規定につき、前述のごとく、ここにいる財産評価純益は棚卸資産の評価益および固定資産の評価益を含むものであるのか、あるいは固定資産のみを指すものであるのかについて論議があった。企業会計原則の立場に立つ損益法で資本剰余金になる財産評価益は主として固定資産について発生するものではないが、会社更生法による手続にもとづく財産評価益、準更生等の場合の財産評価益を考慮すれば、厳密に固定資産に限定する必要もなかった。しかし、企業会計上資本剰余金たる財産評価益が計上されるのは、このように

經常の經理においてではなく、会社更生法の手続にもとづく場合や、準更生の場合等特別の事情のあるときに限られるのである。したがって、現行商法の規定によれば「一營業年度における」とするごとく、經常的に發生する財産評価純益を前提としていることに大きな問題があった。

このたびの試案によれば、財産評価益は資本準備金としないとしている。この試案の主旨は右の經常的に發生するものを対照とするものである（八の一項）。そして、その理由として、試案の先の評価規定にしたがえば、固定資産については財産評価益が生じないし、固定資産たる性質を有する株式その他の出資については評価益の生ずることがあるが、これを資本準備金とする必要もない。その他の資産については例外的に評価益の生ずることがあるが、これらは本来売却等により配当可能利益となるものであり、資本準備金とすべきでないからであるとしている（理由書八）。この試案の規定は、過大減価償却の結果にたいする過年度修正益などを試案では財産評価益といわないのであるか（試案には損益の過年度修正という概念はないので、試案の考えによれば財産評価益とならう）等細かいことをいえば、なお問題がないともいえないが、經常の財産評価益を資本準備金としないという主旨では、誰にも反対はないであらう。ただ、試案の規定ないし理由書の範圍では、会社更生法による場合や、準更生の場合等についてはふれられていないので、財産の評価益を資本準備金としないという規定は經常經理のものに限るとして、「經常の」という形容詞を挿入することが、主旨をはっきりするという意味で望ましいのではないかと考える。

（注）会社更生法の手続による財産評価益、準更生の場合の財産評価益は、会社更生法等の主旨を尊重すれば資本準備金とすべきであらう。ただし、かかる資本準備金にあたる部分は、財産評価益のうち欠損補填にあてられる部分にかぎるとすれば、事实上は貸借対照表上には計上されることはない。この点については、論議のあるところであり、企業会計原則などの立場

は限定を付すことに反対としている（たとえば黒沢清「新商法と会計原則」九七頁など）。しかし、われわれには、財産評価益は明らかに貨幣価値の変動にもとづくものをのぞき利益剰余金に属すると思えるので、会社更生法等の特別の場合には、立法等の主旨を尊重して、財産評価益を資本準備金とすることに反対しないが、その額は決算補填に当てられる額までに限定すべきものと考える。

### 〔Ⅷ〕 合併差益

現行商法によれば、合併により消滅した会社より承継した財産の価額が、この会社より承継した債務の価額およびその会社の株主に支払った金額並びに合併後存続する会社の増加資本額又は合併により設立した会社の資本の額を超えるときは、その超過額はこれを資本準備金としている（第二八八条二第五号）。この規定は、いわゆる現物出資説にのつとるものであって、合併差益の全額を資本準備金とし、合併差益の内容を問題としないものである。この点、企業会計原則の立場も、合併差益については現行商法と同じく現物出資説によっている。しかし、このような現物出資説にたいし、従来から人格合一説という、合併差益の内容を分解してその内容にしたがい資本準備金の部分と利益たる剰余を分ける有力な反対説がある。わが国の税法はこの人格合一説にしたがうものであるというが、税法にしたがえば、合併差益は(一)合併減資差益、(二)被合併会社の資本積立金からなる部分、(三)被合併法人の積立金（利益の積立）からなる部分、(四)財産評価益からなる部分に分解され、(一)(二)は資本積立金（商法上の資本準備金に準ずる）、(三)(四)は利益（ないしその積立）とされる（ただし課税差益金は(四)のみ）。

試案においては、合併差益については、消滅会社の任意準備金に相当する額は資本準備金にしないことができるとしている。この規定は、現行商法の規定にしたがえば、財産評価益は全額資本準備金となるので、消滅会社の任意積立金が拘束され配当可能利益が減少したり、契約にもとづいて積立てられた任意準備金が消滅すること

になり、實際上の不合理が生ずるから、これを防ぐためのものであるという(理由書八の(2))この点については、たとえば退職給与積立金などが合併によって消滅することの不合理を、実務上も問題とされてきたところである。そこで、理論上も現物出資説のみを貫ぬかず、利益の積立部分については人格合一説による継承の考え方を加味すべしとする意見も出されていたのである。<sup>(3)</sup>アメリカにおいても、合併をその態様によって、買収と持分プリーングとに分け、買収の場合には現物出資説を、持分プリーングの場合には人格出資説を妥当とする見解もあることはよくいわれる。試案によれば、合併の性質に関係なく、消滅会社の任意準備金を承継する途をひらいたものであつて、實際上の便宜をはかるものであるという(理由書八の(2))。しかしこの措置は、実務上の便利を考慮したものであるから、試案においても人格合一説によるものではなくして立てまゑは現物出資説をとるものである<sup>(4)</sup>とし、任意準備金を承継しなくて資本準備金とするも差しつかえないとされている(理由書)。

合併差益については、現物出資説をとるか、人格合一説をとるかは大きな問題ではあるが、理論的には現物出資説に魅力があるし、現物出資説にのみよれば右のごとき実際上の支障も生ずるので、試案上の処理は妥当な線といふべきであらう。

#### 〔IV〕 利益準備金

現行商法の規定によれば、利益準備金は資本の四分の一に達するまで毎決算期の利益の二十分の一を積立てなければならぬとしている(二八八条)。この規定は商法の資本維持の原則の主旨にしたがい、臨時の欠損等によらざるために資本と任意準備金との間に一種の緩衝物をおくものである。利益準備金なるものはかかる主旨のもとに古くから商法上の法定準備金として存するが、資本準備金という別個の法定準備金が二五年改正によって商

法にとり入れられてきたので、利益準備金の存続、不要の議論も生れた。利益準備金は、その源泉が利益の積立てたものであるからして、本来は拘束すべき理由はない。商法が債権者保護という政策的な考慮から、資本の喰いつぶしを懼れてこのようなものを拘束する規定をおくことを認めるとすれば、その限度額が問題となる。従来は資本（法定資本）の四分の一を最高限として制限し、株主保護の考慮を加えているとされた。

試案によれば、利益準備金の規定は、その積立限度を資本準備金との合計額が資本の四分の一に達するまでとし、積立方法を株主に対する配当額の十分の一以上としている。後者の積立方法についていえば、従来利益の二十分の一というのが、繰越欠損金を控除するものであるか否か、納税引当金、退職給与引当金、役員賞与金などを控除するものであるか否かという議論のあつたこともあるので、積立額の基準を明確にしなければならぬであつて問題はない。利益準備金の積立限度を資本準備金の合計額において資本の四分の一とすることは、従来利益準備金のみに資本の四分の一を限度としていたのにくらべ、資本準備金があればそれだけ積立限度が小さくなる。これは、右の利益準備金の存続、不要の両説に实际的なうまい妥協点を見つけたものであるといえる。しかしながら、先に繰延資産の項目のところ、繰延資産の計上されている時には、資本維持原則にいう資本が法定資本となることを問題とした。ここでも、資本準備金が右に述べた意味で資本維持原則上の緩衝物たる利益準備金にかわり得るものであるかどうか、多少の問題がないとはいわれない。もちろん、この規定は資本準備金を利益準備金に振りかえるものではなく、またその拘束を直接にとくものではないから、そう神経をいらだてなくても良い問題であるといわれるかも知れない。しかし、資本準備金を利益準備金と同列にたんに法定準備金とする概念のみでは、問題は解決しない。やはり、資本準備金が資本維持上の資本に入るか入らないかは、その性質を厳重に法定資本と

同じものとみるのか、利益であるとするのか、あるいは両者のポーター・ラインに存在する一部資本、一部利益の混在したものとするのかにかかるとはあろうし、またもし資本剰余金を資本としてもその拘束性に法定資本と差があるものとみる見解もありえよう。そして、いままで繰延資産や準備金のところにおいてみてきたところでは、商法では資本準備金は資本ではあるが法定資本より拘束性が劣るものであるとみることができるとは、

- (1) 拙稿「資本剰余金の意義と実態」(東洋経済「現代経営会計講座」第三卷、昭和三十一年所収)
- (2) 同拙稿二九八—三〇〇頁、等。
- (3) 太田哲三「合併差益の分解」企業会計、第三卷第七号。
- (4) 上田前掲稿、九頁。

## 六 負債たる引当金

現行商法には、負債性引当金の規定はない。試案においては、債務の発生又は債務の金額が不確定であつて、債務の発生原因が決算期前にある場合には、相当の金額を計上することを要求している。ところで、この規定の解釈は法律上の負債たる性質に重きをおくものであつて、負債性引当金として計上を許される項目は、退職給与引当金および納税引当金であつて、修繕引当金および濁水準備金は計上を許されない。そして、その理由として法律上の負債に限定しなければ、負債性引当金の内容が不明確になつて、負債性引当金かどうかを恣意に定める危険があるからであるとしている(理由書九)。

企業会計原則等によれば、修繕引当金や濁水準備金は当然負債性引当金に含まれる。損益法の立場にたてば、将来の支出であつてもその負担が当期に属すべきものは引当金として計上されねばならないものとなる。そして、

貸倒引当金などは評価勘定として資産の控除として表示されるから、問題はここにいう負債性引当金に集中される。そして、損益法の立場に立てば、繰延資産の計上が認められるなら修繕引当金等の引当金の計上もまた当然認めらるべきものとなる。しかしながら、従来から引当金が負債性のものであるか、利益の留保たるものであるかをめぐってその項目により議論は紛糾しており、引当金については今日ますますこれを拡張して費用に落さうとする傾向が顕著である。<sup>(1)</sup> そうだとすれば、このような引当金について一応の客観的な基準をつくらうとする態度も無意味なものとして一蹴しうるものではない。

しかしながら、引当金の問題は、それが費用たるか、利益留保たるかの性質に、問題の本質が存在するものであつて、これを法律上の負債であるか否か、というところで論じることが、たんに問題の焦点をそらすものであつて、ただけではなくて、費用たるものを引当金から除き利益留保にし、利益の留保を引当金として費用視する危険を包蔵する可能性がある。立案側当局者の意見によつても、負債性引当金でないものを負債として計上すれば、配当可能利益を減少せしめて株主の利益を害することになり、負債性引当金を負債として計上しないときは、配当可能利益を減少せしめて債権者の利益を害しタコ配の問題が生ずるとしている。しかし修繕引当金および濁水準備金はこれは負債とすべきでなく、利益の留保として任意準備金としなければならぬと考へているようである。<sup>(2)</sup> もし、引当金につき法律上の負債であることを強調することが、このような論理を演繹するものであれば、先に予想した危険もたんに杞憂におわらなかつたことにならう。右にあげた諸引当金についていえば、たとえば、修繕引当金はその費用性の最も強いものであり、納税引当金は負債であつても、法人税引当金であれば利益処分される。したがつて、法律上の負債であるということ、引当金の費用であるか否かということは全然別個のこ

とである。それゆえ、試案の規定もただ負債たるものについては、費用処理とすると、利益処分にするにかかわらず、相当の留保資金の計上を求める規定であれば、実質的な意味は小さくなるが、無害な規定となる。

それでは、企業会計上の費用性を認むべき負債性引当金を計上する場合の基準はどこに求めたらよいのであるうか、この基準を包括的な仕方ですることはきわめて困難なことであつて、企業会計原則等においても、充分に成功しているとはいえないが、またイギリス会社法、ドイツ株式会社法改正案においても弾力的な規定しかしていないという。<sup>(3)</sup>なお、わが国の税法においては、このような性質の引当金として、貸倒準備金、価格変動準備金、湯水準備金、違約損失準備金、異常損失準備金、輸出損失準備金、退職給与引当金、特別修繕引当金の多くの項目を認めているが、その規定上の処理方法および企業会計における運用をみると、特別修繕引当金を除き、これらは本来は損金でないものを損金として取扱うことによつて、利益の一部を留保して、損金の早期計上ないし課税の回避に利用されている。これらのものは税制上の恩典などによるべきものではなくて、本来企業みづからの責任において処理されるべきものであろう。<sup>(4)</sup>このように、これらの税法上のものの場合におけるごとく、負債性引当金なるものは乱用されて企業の利益の隠蔽ないし、利益操作に利用される危険がある。それゆえ、負債性引当金については出来るだけ厳重にその範囲を小さく限定する必要がある。たとえば、修繕引当金は現に発生した磨損にたいし、周期的に修理するための準備として計上される。このように将来の支出であつて、当期において負担すべき原因の明確なものに限るべきである。

(1) 前掲拙稿「生産性向上と企業資本維持・蓄積」六一—六四頁。

(2) 上田前掲稿、一一頁。

(3) 矢沢惇「株式会社社会会計規定改正問題」企業会計第一二巻第一二号、一三七頁、等。

商法計算規定改正要綱法務省民事局試案について(河合)

（4） 岡部利良「税法と企業会計」（東洋経済「現代経営会計講座第三卷第二部」昭和三十一年）一四一頁—一五六頁。

## 七 利益の配当

現行商法においては、会社は損失を填補し且準備金を控除したる後に非ざれば配当を為すことを得ずとしてゐる（第二九〇条第一項）。この規定は簡單であつて明瞭であるように見えるが、従来はこの規定をめぐる、控除すべき準備金は法定準備金（資本準備金および利益準備金）のみをいうのであるか任意準備金を含むのかについて説が分かれた。そこで試案においてはこの点の疑義のおこらないように明確に規定した。

利益の配当は、貸借対照表上の純財産額から、1 資本の額、2 その決算期までに積立てられた資本準備金および利益準備金の合計額、3 その決算期に積立てなければならぬ利益準備金の額を控除した額を限度としてできるものとする。このように利益配当につき、明確に規定することには問題は生じない。ただ、試案の理由書ではこのようにして計算したものを配当可能利益と称しており、本稿でもこれまでこのような用語にしたがつて記述してきたが、利益処分は厳密に言えば配当のみが問題たるものではないから、これは処分可能利益と呼ぶ方が、よりふさわしいものであらう。

なお試案の利益の配当の項の4（一〇の四項）は、繰延資産を計上した場合の配当制限の規定であるが、この問題については、既に繰延資産の項目などのところで詳しく論じたので、ここには再び取り上げない。

〔附言〕 以上に述べてきたところで、商法改正要綱試案については、細かい項目についても、そこに取り上げている問題については一応全部項を改めて論及した。ただし、試案に盛りられなかった原則規定の問題については、項を改めて論ずることは

しなかった。しかし、この問題についても基本的な問題は取上げる機会があったし、また、これまでの叙述を通して試案（商法）の考え方と企業会計原則の立場の相違が明瞭なものになっているので、試案において、公正妥当な会計慣行に従うべしというような原則規定をおくよりは、商法的条理解釈に重きをおくようになったことについては、その筋道はわざわざ項を改めて論じなくても、おのづから明らかな問題であろう。

なお、本稿では、会計慣行における資本家的性格について時々ふれたとき、それに対立する規定が商法にある場合には、商法規定の客観性を尊重したことがあった。しかし、かかる客観的性格ないし相対的独自性は企業会計原則等には全然ないというものでもなく、また会計慣行を本質的にかえるものではない。それはあくまで相対的なものである。以上のことは、ここにあらためてことわるまでもなく、時宜に應じてふれたつもりであるが、付言しておく。（三五・九・三〇）